

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

情報流出を避けるには

先日、日本年金機構及び東京商工会議所から個人情報が出たことが発覚しました。その原因は、両組織のホームページによると、日本年金機構の場合、コンピューターシステムのうち、内部事務処理のためのネットワークに対し、ウィルスメールによる不正アクセスが行われ、一時的に職員の共有フォルダに保存していた個人情報の一部が出たとのこと。一方、東京商工会議所の場合、事務局員が使用しているパソコンが、標的型メールによるウィルスに感染していたとのこと。

一般企業にこのような事態が生じれば、損害賠償あるいは得意先の喪失につながる恐れがあります。では、企業にはどのようなセキュリティ対策が求められるのでしょうか？

独立行政法人情報処理推進機構(以下IPA)の「情報漏えい対策のしおり(第7版)」によれば、以下の7つのポイントを列挙しております。

- ① 企業(組織)の情報資産を、許可なく、持ち出さない⇒持ち出し禁止
- ② 企業(組織)の情報資産を、未対策のまま目の届かない所に放置しない。⇒安易な放置禁止
- ③ 企業(組織)の情報資産を、未対策のまま廃棄しない。⇒安易な廃棄禁止
- ④ 私物(私用)の機器類(パソコンや電子媒体)やプログラム等のデータを、許可なく、企業(組織)に持ち込まない。⇒不要な持ち込み禁止
- ⑤ 個人に割り当てられた権限を、許可なく、他の人に貸与または譲渡しない。⇒鍵を掛け、貸し借り禁止
- ⑥ 業務上知り得た情報を、許可なく、公言しない。⇒公言禁止
- ⑦ 情報漏えいを起こしたら、自分で判断せずに、まず報告⇒まず報告

経営者の皆様には、今一度上記のセキュリティ対策が自社できちんと実行されているか検討して頂ければ幸いです。

なお、IPAのホームページに、さらに詳細な情報セキュリティ対策に関して記載されていますので、ご興味ある方は是非ご一読をお薦めします。